

週刊WEB

企業 経営

MAGA
ZINE

Vol.708 2021. 1. 19

ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2021年1月8日号

金価格、最高値更新はあるか？

～金相場の見通し

経済・金融フラッシュ 2021年1月14日号

企業物価指数(2020年12月)

～前年比でマイナス幅は徐々に縮小へ

経営 TOPICS

統計調査資料

景気ウォッチャー調査

(令和2年12月調査結果)

経営情報レポート

令和3年度 税制改正

一個人所得課税・資産課税・法人課税・消費課税・納税環境整備—

経営データベース

ジャンル:経営分析 > サブジャンル:会社格付

会社格付けの意義

会社格付け向上のポイント

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

発行:税理士法人 森田会計事務所

ネット
ジャーナル

金価格、最高値更新はあるか？ ～金相場の見通し

ニッセイ基礎研究所

- 1** 昨年8月に史上最高値を付けたNY金先物は、その後もコロナの感染拡大に歯止めが掛かっていないにもかかわらず軟調な展開となり、史上最高値を150ドルほど下回っている。

NY金先物価格とコロナ新規感染者数



(注) NY 金先物は中心限月ベース、新規感染者数は後方 7 日移動平均

(資料) Bloomberg、Thomson Reuters よりニッセイ基礎研究所作成

- 2** 従来、金相場と高い連動性がある米実質金利の足元の水準はNY金先物の最高値更新時と大差ない。さらに金相場の追い風となるドル安が当時よりも進んでいくにもかかわらず、NY金が最高値を大きく下回っているのは、安全資産としての金需要が鈍化したためと考えられる。

昨年11月以降、ワクチン普及による経済活動正常化への道筋が見え始めたほか、大統領選が終わり、米政治の不透明感が緩和したことが影響した可能性が高い。

- 3** NY金先物の見通し（メインシナリオ）を考えると、当面は堅調な推移が予想され、強含む面も想定される。冬の間はコロナの感染が急減するとは考えにくいた

め、安全資産としての金需要が続くと見込まれる。

また、米国では追加財政出動への期待が高まりやすく、米実質金利下振れが金相場の追い風になる可能性が高い。ただし、これらはある程度織り込まれているうえ、最高値までは距離があるため、更新は容易ではないだろう。

- 4** その後、春以降は軟調な展開が予想される。米国でワクチン接種が進み、経済活動正常化への期待がいよいよ高まるためだ。実質金利が底入れし、相場の逆風が強まっていくだろう。大崩れはないものの、年末にかけて1800ドルを割る可能性が高いと見ている。

- 5** なお、リスクシナリオだが、不幸にもワクチン普及が大幅に遅れ、米経済正常化が遠のく場合には安全資産としての金の需要が高まる。

この場合、財政出動や金融緩和による実質金利低下も想定される。

NY金は騰勢を強め、最高値を更新することになるだろう。「有事への保険」という本来の目的を鑑みれば、金を保有する意義は失われていない。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」よりご確認ください

ネット
ジャーナル

ニッセイ基礎研究所

企業物価指数(2020年12月) ～前年比でマイナス幅は徐々に縮小へ

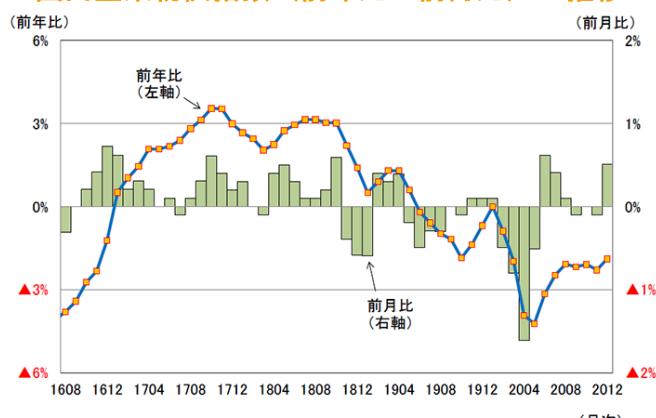
1 原油価格の持ち直しが 国内企業物価を押し上げ

1月14日に日本銀行から発表された企業物価指数によると、20年12月の国内企業物価は前年比▲2.0%（11月：同▲2.3%）と10カ月連続のマイナスとなり、事前の市場予想（QUICK集計：前年比▲2.2%、当社予想は同▲2.0%）を上回る結果となった。

また、消費税を除いたベースでは11カ月連続のマイナスとなった。

内外の経済活動の持ち直しに伴い、非鉄金属が前年比10.4%（11月：前年比7.9%）、スクラップ類が同33.0%（11月：同17.5%）と前月から伸びを高めたほか、原油価格の持ち直しを受けて、石油・石炭製品のマイナス幅が縮小（11月：前年比▲18.4%→12月：前年比▲16.5%）したことなどにより、国内企業物価の下落幅は前月よりも縮小した。

国内企業物価指数（前年比・前月比）の推移



(注)消費税を除くベース。前月比は夏季電力料金調整後
(資料)日本銀行「企業物価指数」

2 輸入物価(前月比)は2カ月連続のプラス

20年12月の輸入物価は、契約通貨ベースでは前月比2.2%（11月：同1.2%）と2カ月連続のプラスとなった。一方、12月の円相場は前月比▲0.5%の円高水準となったことから、円ベースでは前月比1.9%（11月：同0.5%）と契約通貨ベースの伸びを下回った。契約通貨ベースで輸入物価の内訳をみると、原油が前月比7.3%（11月：同▲4.4%）と3カ月ぶりの上昇となったほか、液化天然ガスの高い伸びが継続（11月：同10.4%→12月：同10.5%）したことなどを受けて、石油・石炭・天然ガスが前月比6.4%（11月：同0.9%）と上昇幅を大きく拡大させた。

3 国内企業物価のマイナス幅は徐々に縮小へ

20年12月の需要段階別指数（国内品+輸入品）をみると、素原材料が前年比▲15.8%（11月：同▲17.9%）、中間財が前年比▲3.2%（11月：同▲3.5%）、最終財が前年比▲1.4%（11月：同▲1.6%）となり、すべての需要段階で下落幅が縮小した。

素原材料の下落幅は緩やかな縮小を続けており、今後も時間をかけて中間財、最終財の価格に波及していくとみられる。

経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

景気ウォッチャー調査

(令和2年12月調査結果)

内閣府 2021年1月12日公表

今月の動き(2020年12月)

12月の現状判断DI（季節調整値）は、前月差10.1ポイント低下の35.5となった。家計動向関連DIは、飲食関連等が低下したことから低下した。企業動向関連DIは、非製造業等が低下したことから低下した。雇用関連DIについては、低下した。

12月の先行き判断DI（季節調整値）は、前月差0.6ポイント上昇の37.1となった。雇用関連DIが低下したものの、家計動向関連DI及び企業動向関連DIが上昇した。なお、原数値でみると、現状判断DIは前月差9.6ポイント低下の36.5となり、先行き判断DIは前月差0.0ポイントの36.1となった。

今回の調査結果に示された景気ウォッチャーの見方は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、このところ弱さがみられる。先行きについては、感染症の動向に対する懸念が強まっている。」とまとめられる。

I. 全国の動向

1 景気の現状判断DI（季節調整値）

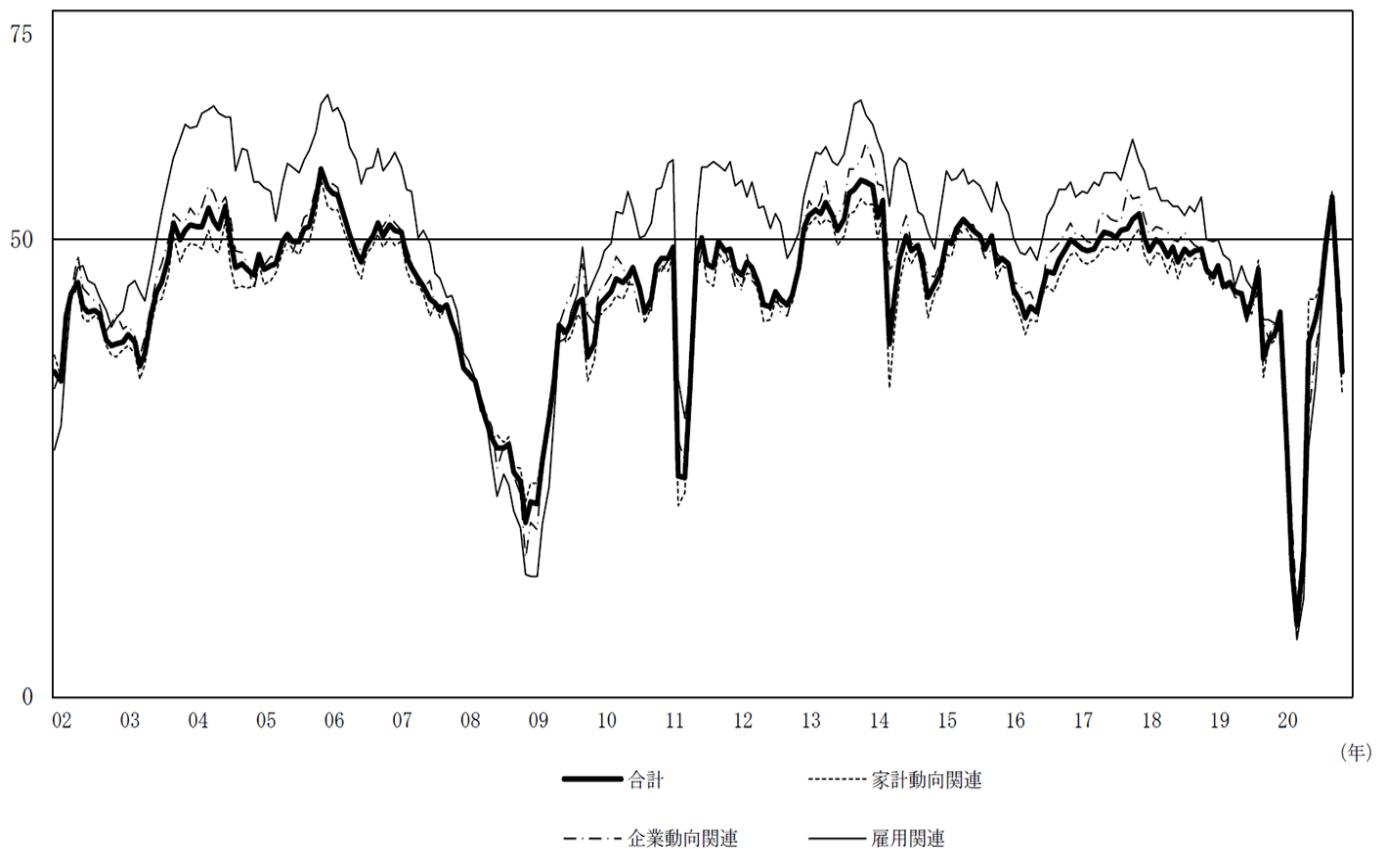
3か月前と比較しての景気の現状に対する判断DIは、35.5となった。家計動向関連、企業動向関連、雇用関連のすべてのDIが低下したことから、前月を10.1ポイント下回り、2か月連続の低下となった。

景気の現状判断DI(季節調整値)

(D I)	年	2020					
	月	7	8	9	10	11	12
合計		41.1	43.9	49.3	54.5	45.6	35.5
							(-10.1)
家計動向関連		43.3	45.3	50.3	55.1	44.4	33.0
小売関連		43.3	46.6	47.6	53.7	44.3	37.6
飲食関連		41.3	36.9	55.0	60.4	35.9	15.4
サービス関連		45.0	45.5	54.2	58.2	46.6	26.7
住宅関連		37.8	42.3	52.5	48.3	45.3	38.8
企業動向関連		37.8	41.1	47.4	53.0	48.1	41.5
製造業		36.9	41.1	49.5	53.5	48.6	46.6
非製造業		38.5	40.9	45.3	52.2	47.6	37.9
雇用関連		33.8	41.2	47.0	53.8	48.1	39.8
							(-8.3)

(D I)

景気の現状判断DI(季節調整値)



2

景気の先行き判断DI (季節調整値)

2～3か月先の景気の先行きに対する判断DIは、37.1となった。

雇用関連のDIは低下したものの、家計動向関連、企業動向関連のDIが上昇したことから、前月を0.6ポイント上回った。

景気の先行き判断DI(季節調整値)

(D I)	年	2020						
	月	7	8	9	10	11	12	(前月差)
合計		36.0	42.4	48.3	49.1	36.5	37.1	(0.6)
家計動向関連		35.8	42.5	48.5	49.1	35.1	36.2	(1.1)
小売関連		35.3	43.1	47.6	48.6	37.3	37.8	(0.5)
飲食関連		33.7	40.0	50.6	48.1	22.1	27.9	(5.8)
サービス関連		37.8	43.1	50.9	50.4	32.9	34.5	(1.6)
住宅関連		34.4	38.1	42.5	48.0	41.2	38.6	(-2.6)
企業動向関連		37.6	42.4	47.4	48.3	39.7	40.0	(0.3)
製造業		38.8	44.3	49.5	48.5	42.6	43.4	(0.8)
非製造業		36.4	41.2	45.6	48.4	37.3	37.6	(0.3)
雇用関連		33.7	41.7	48.9	50.8	38.2	37.3	(-0.9)

II. 各地域の動向

1 景気の現状判断DI（季節調整値）

前月と比較しての現状判断DI（各分野計）は、全国12地域で低下した。最も低下幅が大きかったのは中国（14.0ポイント低下）で、最も低下幅が小さかったのは北海道（3.7ポイント低下）であった。

景気の現状判断DI(各分野計)(季節調整値)

(D I)	年 月	2020	7	8	9	10	11	12	(前月差)
全国			41.1	43.9	49.3	54.5	45.6	35.5	(-10.1)
北海道			42.6	45.4	49.3	56.4	32.5	28.8	(-3.7)
東北			40.6	40.8	45.8	54.1	49.4	37.9	(-11.5)
関東			39.4	43.8	47.5	51.8	43.3	33.7	(-9.6)
北関東			39.8	40.5	46.1	51.9	42.6	36.2	(-6.4)
南関東			39.2	45.1	48.0	51.7	43.6	32.8	(-10.8)
東京都			38.4	48.4	49.8	53.5	46.8	33.7	(-13.1)
甲信越			36.3	41.6	49.4	56.5	44.3	35.0	(-9.3)
東海			40.1	43.7	50.7	54.1	46.6	37.1	(-9.5)
北陸			45.9	41.2	50.4	58.9	52.6	42.0	(-10.6)
近畿			41.1	43.7	49.7	53.7	43.2	34.1	(-9.1)
中国			42.7	44.5	49.9	55.9	49.3	35.3	(-14.0)
四国			45.7	47.9	53.7	57.6	48.1	34.3	(-13.8)
九州			44.4	44.7	48.8	57.7	51.6	38.4	(-13.2)
沖縄			45.9	35.9	54.0	63.2	58.0	44.6	(-13.4)

2 景気の先行き判断DI（季節調整値）

前月と比較しての先行き判断DI（各分野計）は、全国12地域中、8地域で上昇、4地域で低下であった。最も上昇幅が大きかったのは近畿（4.1ポイント上昇）で、最も低下幅が大きかったのは中国（4.2ポイント低下）であった。

景気の先行き判断DI(各分野計)(季節調整値)

(D I)	年 月	2020	7	8	9	10	11	12	(前月差)
全国			36.0	42.4	48.3	49.1	36.5	37.1	(0.6)
北海道			38.7	43.3	50.1	47.1	30.5	32.7	(2.2)
東北			35.5	40.2	44.7	47.7	35.8	34.7	(-1.1)
関東			36.1	42.9	48.0	46.6	34.5	33.8	(-0.7)
北関東			34.7	40.4	46.1	47.7	35.2	35.6	(0.4)
南関東			36.6	43.9	48.8	46.2	34.2	33.1	(-1.1)
東京都			35.9	47.7	51.2	46.9	34.1	34.9	(0.8)
甲信越			40.6	44.3	51.2	48.6	32.8	35.1	(2.3)
東海			34.3	44.1	47.3	48.3	35.8	37.9	(2.1)
北陸			35.1	38.2	49.6	54.5	41.5	38.7	(-2.8)
近畿			35.6	43.7	46.5	45.8	33.4	37.5	(4.1)
中国			38.3	43.1	49.7	50.5	41.5	37.3	(-4.2)
四国			39.5	44.7	52.3	50.6	36.2	37.2	(1.0)
九州			35.7	41.4	48.6	52.4	37.6	40.7	(3.1)
沖縄			32.9	44.2	56.9	57.2	41.9	43.3	(1.4)

景気ウォッチャー調査（令和2年12月調査結果）の全文は、
当事務所のホームページの「企業経営TOPICS」よりご確認ください。



令和3年度 税制改正

一個人所得課税・資産課税・法人課税・消費課税・納税環境整備一

- 1. 令和3年度税制改正の概要
- 2. 個人所得課税の改正
- 3. 資産課税の改正
- 4. 法人課税の改正
- 5. 消費課税の改正
- 6. 納税環境整備の改正



■参考文献

与党税制調査会資料 政府税制調査会資料 令和3年度税制改正大綱（令和2年12月10日与党公表）

令和3年度税制改正について（経済産業省）

※本資料は、令和2年12月10日に公開された「令和3年度税制改正大綱」の内容に基づき、一般的な情報提供を目的として作成したもので
す。そのため、今後国会に提出される法案等とは内容が異なる場合がありますのでご留意ください。また、本資料中使用しているイラスト・
画像につきましては、著作権で保護されているものがございますので、無断転載・転用はご遠慮ください。

令和3年度税制改正の概要

■ 令和3年度税制改正の基本的な考え方

令和3年度税制改正における最大のテーマは、令和2年1月に端を発した「新型コロナウイルス感染症」により、戦後最大の経済の落ち込みに直面したわが国の経済を再生することです。

4月には「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」(令和2年4月6日)が制定され、すでに「感染拡大の防止」と「社会経済活動との両立」に向けて税制からも一定の支援制度が手当されているものの、経済の再生を後押しするため、主に以下のような視点に基づき様々な改正が行われました。

(1) ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

ウィズコロナ・ポストコロナの新たな日常に対応した事業再構築を早急に進めていくためには、デジタル技術を活用した企業変革(DX)が不可欠です。そこで今回の改正では、一定のクラウド型システムを導入する企業に対する税制措置が新設されます。

また、コロナ禍において様々な変化が生じている中で国際競争力を失わないためには、企業の研究開発投資を持続・拡大させることが求められることから、コロナ禍により売上が一定程度減少したにもかかわらず、研究開発投資を増加させた企業については、いわゆる「研究開発税制」の控除上限が法人税額の25%から30%に引き上げられるなど、これまで以上に大きなインセンティブを受けることができます。

このほか、コロナ禍で大きな打撃を受けた経済界からの強い要望により、コロナ禍により生じた欠損金については、一定期間に限り、DXやカーボンニュートラル等、事業再構築・再編に係る投資に応じた範囲において、最大100%までの控除を可能とする措置が、未曽有の事態を踏まえた臨時異例のものとして講じされました。

(2) デジタル社会の実現

今回の感染症では、わが国における行政サービスや民間分野のデジタル化の遅れなど、様々な課題が浮き彫りになりました。菅内閣は、各省庁や自治体の縦割りを打破し、行政のデジタル化を進め、今後5年で自治体のシステムの統一・標準化を行うこととしており、こうした改革にあわせ、税制においても、わが国のデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組みが強力に推進されることになりました。具体的には、実印による押印や印鑑証明書の添付が必要でない国税関係書類について、押印義務が廃止されます。また、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上などを実現するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きが抜本的に見直されました。

2

企業経営情報レポート

個人所得課税の改正

近年、個人所得課税については、各種所得控除の見直しや金融所得課税に関する改正が重点的に行われてきましたが、今回の改正では、それらに関する改正の多くが見送られ、近年には珍しい小規模な改正となりました。

そんな中でクローズアップされたのは、新型コロナからの経済再生を下支えするための改正や、デジタル・ガバメントを推進するための改正です。住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例措置が延長されるほか、一部の源泉徴収関係書類について、税務署長の承認を受けることなく電子データでの提出が可能となります。

■ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

(1) 改正の背景

いわゆる住宅ローン控除は、令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、令和2年12月末までに新居へ入居することで13年間に渡って控除が受けられる特例措置が実施されています。

令和3年以降は通常の「控除期間10年」へと縮小される予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で低迷する住宅需要の底上げを図るために、この特例措置が2年間延長されることになりました。

(2) 改正の概要

新型コロナウイルスの影響で住宅需要の低下が想定されることから、令和4年12月末までに入居した場合に限り、引き続き13年間の控除が受けられるようになります。

また、これに合わせて同控除の対象となる物件の面積要件が現行の50m²から40m²へと緩和されます（所得金額の制限あり）。

【改正のイメージ】

① 現行制度

適用要件	区分		控除期間
・床面積50m ² 以上 ・合計所得金額3千万円以下	原則	令和3年12月31日までに居住の用に供した場合	10年
	消費税率10%への引上げに伴う措置	令和1年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合	13年
	新型コロナウイルスの影響による特例	・令和2年9月30日までの新築住宅契約 (分譲住宅、既存住宅は令和2年11月30日まで) ・上記の契約で、令和3年12月31日までに居住の用に供した場合	13年

3

企業経営情報レポート

資産課税の改正

近年、資産課税については小規模な改正が続きましたが、令和3年度の改正も同様に、小粒な改正となりそうです。

その中で目を引くのは「直系尊属から教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」や「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」。格差の拡大を招くという理由で廃止も議論されましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により若年層の収入減が予想されることから、一転、延長されることになりました。

このほか、平成30年度税制改正で抜本改正された「事業承継税制」や、令和元年度税制改正で創設された「個人版事業承継税制」にも、使い勝手を良くするような改正が盛り込まれています。

■ 相続税・贈与税の国外財産に対する納稅義務の見直し

(1) 改正の背景

日本で働く外国人が亡くなった場合、過去15年間における滞在期間が合計10年以下であれば、日本国内にある財産のみが日本の相続税・贈与税の課税対象となります。

一方、滞在期間が合計10年を超える場合は、海外にある財産にも日本の相続税・贈与税が課税されてしまいます。

日本の相続税の税率は最高55%で、40%のアメリカ、30%のドイツなどと比べて高率です。

さらに、アジア諸国を中心に相続税を課さない国もあることから、この高い税金を嫌って日本での就労を避ける外国人は少なくないとされています。

そこで今回の改正では、高度外国人材の日本での就労を促進する観点から、在留資格のある外国人の相続税・贈与税について制度が見直されました。

(2) 改正の概要

「相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者」から、「国内に短期的に居住する在留資格を有する者」や「国外に居住する外国人等」への相続・遺贈・贈与については、居住期間の長さに関わらず、国外財産に対する相続税または贈与税が課税されなくなります。

(注) 上記の「在留資格」とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をいい、主に外国の大統領や各分野の高度人材、プロの芸術家やスポーツ選手などが該当します。

4

企業経営情報レポート

法人課税の改正

法人課税については「ウィズコロナ・ポストコロナ」の経済再生に向けて「産業競争力の強化」、「活発な研究開発の維持」、「労働者を取り巻く環境の変化」といった課題を解決へと導くため、企業のDX促進、カーボンニュートラルなどの目的達成に資する投資への税額控除等の新設、研究開発税制・賃上げ税制等の見直しなどの措置が講じられました。

また、中小企業の経営資源の集約化による事業の再構築、生産性の向上により、企業の足腰を強くする仕組みの構築を支援するため所要の措置も講じられました。

■ デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

(1) 改正の背景

新たな日常に対応した事業再構築を早急に進めていくためには、デジタル技術を活用した企業変革（DX）が重要となることから、産業競争力強化法の改正を前提に、クラウド型システムを対象とする税制措置を創設することで、「つながる」デジタル環境の構築を促進し、レガシーシステムからの脱却を図ることが目的です。

(2) 改正の概要

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の事業適応計画（仮称）について認定を受けたものが、同法の改正施行日から令和5年3月31日までの間に、その事業適応計画に従って実施される同法の事業適応（仮称）の用に供するためにソフトウェアの新設等、又は一定のソフトウェアの利用に係る費用で繰延資産となるもの支出をした場合には、特別償却又は税額控除の適用が受けられます。

■「ソフトウェアの新設等の特別償却又は税額控除」とは

取得等をして国内にある事業の用に供した事業適応設備について、

- 取得価額の30%の特別償却
 - 取得価額の3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%）の税額控除
- いずれかを選択適用することができます。

※ 「事業適応設備」とは、事業適応計画に従って実施される事業適応（一定のものに限る）の用に供するために新設等をするソフトウェアやそのソフトウェア又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアとともに事業適応の用に供する機械装置及び器具備品をいいます（開発研究用資産は除く）。

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル:経営分析 > サブジャンル:会社格付

会社格付けの意義

会社格付けの意義について教えてください。

1. 公開情報の品質を保証する

株式市場や債券市場において、債券や株式の取引を円滑におこなうためには、債券や株式を発行する企業に関する情報（財務に関する情報、営業に関する情報等）の開示が求められています。

企業がどれだけ詳細に情報を公開するかということも重要ですが、その情報が正しい情報であると保証することも当然重要です。

そこで、企業会計では会計監査を行ない公開情報の品質を保証するのです。

2. 「財務の素人」でも理解できるような情報にしなくてはならない

しかし、保証された情報が十分に公開されていても、それだけでは十分ではありません。株式や債券を購入する投資家のうち多くは会計の専門家ではないので、会計情報を提供されても、その情報を判断する能力はないケースが多いでしょう。

情報は提供されても、受け取る側が理解できなければ意味はありません。

3. 素人でも容易に理解できる「格付制度」

そこで、考え出されたのが格付けという制度です。専門機関が企業の経営状態を分析し、債務の元利の返済能力を簡単な記号で表示するというものです。

企業財務の素人でも一目でわかるように工夫されています。

4. 格付会社とは

格付けを行う専門機関は、民間企業として存在しています。アメリカの「ムーディーズ」や「スタンダード アンド プアーズ」が有名です。日本では、日本公社債研究所、日本格付研究所、格付投資情報センターがあります。債券を発行して資金調達を行おうとする企業は、このような「格付会社」から格付けをしてもらいます。「なぜ格付けが必要なのか」というと、債券を買う投資家が格付けを参考にして債券を買うか買わないかをきめるので、格付けがないと債券が売れず、資金調達ができなくなってしまうのです。

5. 市場規律とは

格付け会社は、甘い格付けを行うと信用をなくして倒産してしまいます。したがって、正しい格付けを行うように常に、市場からプレッシャーを受けているのです。

このように、格付会社は、誰かがその格付け内容をチェックするのではなく、市場に任せておけば一定の規律が保たれています。そして、このような規律を市場規律と呼びます。

ジャンル:経営分析 > サブジャンル:会社格付

会社格付け向上のポイント

企業格付けを上げるポイントを教えてください。

体質強化に乗り出そうとしても、自転車操業的な資金繰りを余儀なくされる企業にとっては、まずその泥沼から抜け出すことが先決であり、財務体質改善への作戦と戦略を練って行かなければなりません。すでに時代は「担保主義から決算重視に価値転換」してきています。従来は融資の際に担保の有無でしたが、担保のみならず、企業が今後成長していくプロセスを重視するようになってきています。企業格付けの査定においては「決算書の内容（定量的要因）」と複数の資料を参考に採点する「主観的要素（定性的要因）」で決まります。

また、金融機関に提出する決算書も赤字だと融資してくれないと粉飾した決算書を提出する企業もありますが、「百害あって一利なし」です。

金融機関は独自で不良債権や減価償却の償却不足などを控除した「実態B/S」を作成し、これも企業格付け決定の重要な項目となっています。

つまり、金融機関にはすべて「お見通し」であることを肝に銘じなければなりません。

以下に企業格付け改善のポイントを示しますので参考にしてください。

■企業格付け改善のポイント

- ①自社企業の金融機関の格付けアップについてよく理解をする。
- ②自社の力量に応じた金融機関がどこであるのか、選択基準を明確にする。
- ③融資決定は多くの金融機関は本店・本部サイドで行う。その際の各支店長の仕事は「融資先の情報収集と将来性への根拠の証明」にあると割り切る。但し、決算や経営計画の内容については社長が出向いて自ら説明をしなければ第一関門のクリアはできない。
- ④これから粉飾決算（減価償却の取り止めを含む）は命取りになることを肝に銘じる。キャッシュフロー経営は現金経営である。簡易方式では決算書のつじつまが合わないところが分かる。また、元金支払の源泉となり得る減価償却費の未計上は、実質資金不足であることを物語る。
- ⑤早めに決算の事前検討を行い、極力赤字決算は避ける。決算書の事前検討は、次期経営計画の要。
- ⑥「自己資本比率」を高めるため、総資産を圧縮する。遊休資産の売却はなかなかできないが、財務体質の改善には早急な手もある。しかし、むやみやたらの資産売却は、会社の信用を損ねていく場合があるので、金融機関との調整及び、資産処分に対する確固たる信念が必要となってくる。
- ⑦赤字企業ほど経営計画書が必要である。経営者自身が羅針盤を持たなければ、役員・幹部・社員に対して、航海の指示を示せない。わが社の進むべき方向とビジョンを示すことからすべてが始まる。企業は「赤字マンネリ病」にかかっていると、赤字が当たり前となり、企業寿命が終えようとしてもピンと来ていない。

週刊 WEB 企業経営マガジン No. 708

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。
